

第5次三春町行財政改革大綱

同 実施計画

【平成27年度～平成31年度】

福島県三春町

目 次

I 基本的な考え方

1	これまでの行財政改革の取組経過	1
2	大綱策定の趣旨	1
3	推進期間	2
4	実施計画	2
5	進行管理	2
6	評価結果の公表	3

II 推進項目

1	的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）	4
1)	町民サービスの向上	
2)	協働によるまちづくり	
3)	環境政策への取組	
4)	情報化の推進	
2	経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）	5
1)	自立性の高い財政運営と財政状態の積極的な公表	
2)	公営企業等の経営健全化	
3)	行政評価の推進	
4)	収納率の向上及び滞納整理の推進	
5)	新たな増収策の推進	
6)	民間活力の積極的な活用	
7)	効率的な施設管理による経費削減	
3	組織力の強化と人材育成	7
1)	危機管理体制の強化	
2)	定員管理の適正化	
3)	職員の能力と資質の向上	
4)	効率的な組織の確立	
※	これまでの行財政改革の取組経過	9

III 第5次三春町行財政改革大綱実施計画

1	実施計画体系図	11
2	個別シート記載例	15
	（以下 個別シート P16～P74）	

Ⅰ 基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組経過

三春町においては、平成10年度からこれまで、4次にわたり行財政改革大綱の策定及び見直しを行いながら行財政改革に取り組んできました。特に第2次（平成16年度～平成18年度）から第3次（平成19年度～平成21年度）にかけては、行財政を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、財政構造改革プログラム（平成16年度～平成18年度）と集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）に取り組み、徹底した事務事業の見直し、民間委託の積極的な導入、計画的な職員数の削減など、より効率的な行政運営を積極的に推進し、公債費の縮減や財政の健全化を図る各種指標も改善されるなど一定の成果を挙げ、職員個々の自覚と意識改革も図られてきています。

さらに、第4次行財政改革大綱（平成22年度～26年度）では、具体的な推進項目を掲げ、その個別の項目については実施計画により適宜管理し、進行状況を点検・評価し、目標達成に向けて進行管理をしてきました。

しかしながら、これらの成果は国の施策による影響も大きく、持続可能な財政基盤が確立されているとは言い難い状況となっています。

こうした中、地域の環境保全、福祉、防災などの公共分野の一部を、町民がボランティア活動など、協働による町民参加というかたちで担ってきているところです。

※これまでの行財政改革の取組

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第1次行革大綱						第2次行革大綱		第3次行革大綱			第4次行革大綱 同 実施計画					
						財政構造改革プログラム										
事務事業評価システム導入(H10～)							集中改革プラン									

2 大綱策定の趣旨

地方自治体を取り巻く行財政環境は、日本経済の長引く不況から脱却するための経済政策により回復基調にあるものの、消費税の増税や社会保障制度の見直しなどがどのような影響を及ぼすのか依然として不透明な状況の中で、厳しさを増しています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少時代の進展や地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい時代にあって、引き続き町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、行政の効率化・スリム化と町民との協働のまちづくりを視点に取り組んできたこれまでの行財政改革をより一層進める必要があります。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災による原子力発電所事故からの復興・再生に向けた歩みを加速させるとともに、今後、大規模な災害や多様化する課題などに対応していくためには、行政だけでなく、町民や様々な団体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが重要になります。

そのためには、今後さらに厳しい状況に遭遇しても自立した運営ができるだけの財政基盤を確保しておくことが求められ、絶え間ない行財政改革を進めることにより、更なる財政構造の健全化を図っていく必要があります。

また、町民とともに策定した第7次三春町長期計画を着実に推進し、いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくりを進めるため、町の将来像である「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」の実現を目指さなければなりません。

本大綱は、町長期計画の着実な推進を図り、「三春町町民自治基本条例」の理念の下、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組む行財政改革の新たな指針として位置付けるものです。

3 推進期間

推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成27年度からは、第4次行財政改革大綱の検証・評価結果の上に立ち、取り組んできた項目のうち継続して改革することが必要なものと、新規に取り組むべきものを盛り込んだ大綱とします。

4 実施計画

(1) 実施計画の策定

本大綱の基本的な考え方を踏まえ、目的、期限（いつまで）と水準（どの程度まで）を明確にした目標（数値目標を含む）及び具体的な取組項目の内容（いつから検討に着手し、いつまでに検討を終了し、いつから実施に向けた準備を行い、いつまでに実施に向けた準備を完了し、いつから実施するかを記載）を明らかにした実施計画により進めることとします。

(2) 実施計画への随時追加

実施計画については、改革の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて随時追加・修正していくこととします。

5 進行管理

実施計画は、継続的にチェックし改善していくために、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）というマネジメントサイクルにより進行を管理します。

評価は、まず、取組事項を所管する課において毎年自己評価を行い、ついで、次の内部評価及び外部評価を行います。

1) 行財政改革職員委員会（内部評価）

全庁的に改革を推進していくための組織（課長等で構成される）として、毎年、行財政改革大綱及び実施計画の進行状況を点検・評価し、目標達成に向けての進行管理を行います。

2) 三春町振興対策審議会（外部評価）

町民・学識経験者の6人の委員で構成される三春町振興対策審議会は、定期的に行財政改革の進行状況等の報告を受け、町民の立場から意見を述べます。

6 評価結果の公表

評価結果は、議会に報告するとともに、その結果を積極的に町広報紙やホームページ等を通じて公表します。

II 推進項目

1 的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）

厳しい財政状況の中にあって、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、民間の経営感覚や発想、視点を積極的に取り入れ、最小の経費で最大の効果を挙げられる行政運営を推進します。

事務事業全般において、町民の目線から絶えず見直しを行い、町民ニーズを把握することにより、緊急度・優先度の高いものを選択し、町民の立場に立った行政サービスを提供します。

また、町民自治基本条例を核に、「協働によるまちづくり」を実践するためには、町民や町内会（自治会）、まちづくり協会、NPO法人などが、町政へ参画しやすい環境を整える必要があります。少子高齢化が進むなかで、行政の役割はますます多様化することから、公的サービスを担うことができる町民団体、企業、NPO法人等と協力・連携を進め、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

行政の活動は、様々な面で地球環境にも大きな影響を与えていることから、環境負荷の低減にも配慮しながら行政サービスを提供します。

ICT（情報通信技術）の進歩する中、町民が必要な情報をより容易に取得できるよう改善を図りながら、開かれた行政システムを確立します。情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、計画的に行政事務の効率化を推進し、災害に強いシステムの導入を進めていきます。

1) 町民サービスの向上

窓口業務のあり方（休日及び延長窓口や行政支援相談所業務を含む）を精査し、時間の延長・短縮や、窓口業務の外部委託の検討、コンビニ交付サービスの導入など、町民の利便性・満足度の向上を図ります。

また、町営バスの効率的な運行を図り、町民生活の利便性の向上に取り組みます。

2) 協働によるまちづくり

出前懇談会、各地区まちづくり懇談会、町民アンケート等、様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業へ反映させます。

また、町民が町民自治基本条例に基づき、地域社会の一員として主体的にまちづくりに参画できる機会の確保に努め、町民の責務が果たせるよう努めていきます。

引き続き、姉妹都市や他の自治体等との交流を継続し、連携を図りながらまちづくりの活性化を進めることとします。

3) 環境政策への取組

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を見直しながら、町の事務事業の執行に際して発生する環境負荷の低減を図ります。こまめな消灯、冷暖房の

適温管理などを職員一人ひとりが心がけ、経常的な事務経費等の削減に努めます。

また、公共施設への太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入と、個人住宅用の太陽光発電等設備の設置に対する支援により、温室効果ガス排出量の削減と地球温暖化対策を推進します。

4) 情報化の推進

情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、費用対効果を把握したうえで、総合的に行政の情報化を推進します。

また、災害に強いシステムの導入を進め、災害時の対応を検討します。

2 経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）

行政サービスの質を向上させ、魅力あふれるまちづくりを実現していくためには、今後も、歳出の削減と、歳入の確保を図り、新たな行政需要にも十分に対応できるような財政の健全化を図ることが、今後の自治体経営の大きな鍵となっています。

そのため、事務事業の重点化やより一層の効率化、見直しによる経費削減を図るとともに、受益者負担の適正化や町税等の収納対策の推進、新たな自主財源の確保などにより、経営基盤の強化に努め、将来の財政負担を考慮した計画的な財政運営を図ります。

1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

予算の執行については、全職員自らがコスト意識を持ち、「最小の経費で最大の効果」を基本理念に、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう努めます。また、三春町中期財政計画の策定とそれに基づく財政運営を行い、財政の健全化を図ります。

町の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するとともに、新公会計制度の導入により、貸借対照表、行政コスト計算書等の財務書類を作成し、効果的でわかりやすい手法を用いてその情報を積極的に公開します。

施設利用やサービス提供における利用者負担については、公平性確保の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

2) 公営企業等の経営健全化

水道事業、下水道事業等の公営企業については、独立採算性の原則の下に、経営基盤の安定と地域住民へのサービス確保のため、経営の現状及び将来の見通しについて再点検を行い、時代に即した運営・管理を推進します。宅地造成事業においては、住宅団地の未分譲地の販売促進に努めます。

また、国民健康保険等の特別会計については、高齢化の進展により社会保障費関連の増加が見込まれる中、町民の健康づくりに対する取り組みを促進し、保険給付費の抑制を図ります。

3) 行政評価の推進

新公会計制度の導入により整備される財務書類を活用し、行政評価の充実を図ります。評価や点検を実施することにより、町民や議会等から政策等の提案を受け、重点施策の立案に繋げ、費用対効果を測ることにより、より効果的・効率的な事務の執行に取り組みます。

また、広域行政組合方式の運営を行っている業務等についての検証を行い、経費削減及び合理化の検討を進めていきます。

4) 収納率の向上及び滞納整理の推進

町税等の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、納めやすい環境の整備と納付意識の高揚に努めるとともに、滞納処分・臨戸訪問の徹底など滞納者対策の強化を図るなど、引き続き、収納率向上に取り組みます。

5) 新たな増収策の推進

定住促進計画に基づき、三春町に住所を移転し定住する方々への支援の充実を図るとともに、住宅政策や住宅環境及び子育て環境づくりなど、受け入れ環境の整備を推進します。

また、企業誘致を推進し、地元雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

未利用財産については、売却・賃貸借等を推進し、歳入の確保を図ります。

なお、町の基金の管理方法を見直すことにより、事務の効率化と経費の削減を図り、運用方法の見直しや債権の購入等により運用益の拡大を図ります。

6) 民間活力の積極的な活用

公共施設の管理運営業務はもちろん、事務事業についても、費用対効果等の視点から、民間委託や指定管理者制度の導入などにより、多様な民間活力を積極的に活用し、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの削減を図ります。

また、町内の様々な分野で活動を展開されているボランティア団体やNPO法人等の活動を推進するとともに、住民自治の進展に向け、各種町民団体の育成と支援に努めます。

町立の幼稚園と保育所については、町の子ども・子育て支援事業計画に沿って、幼児教育や子育て支援の拡充や質の向上に取り組みます。

7) 効率的な施設管理による経費削減

今後の少子化、高齢化等による人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、新築・更新・統廃合・長寿命化など、より効果的・効率的な施設の保全及び維持管理を計画的に進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。

3 組織力の強化と人材育成

大震災や豪雪、豪雨災害などの自然災害対策や、社会情勢の変化、高度化・多様化する行政需要など、町政を取り巻く課題が複雑化する中、町としての自主性・自立性をこれまで以上に高めていくことが必要です。

東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所事故、台風災害の対応を教訓とし、町民の安全・安心を守り、将来を見越した政策を展開するため、町の組織力の向上を目指します。時代の変化と町民ニーズに即した質の高いサービスを提供する体制づくりを進めるとともに、簡素で効率的な組織の確立に努めます。

定員管理にあたっては、行政サービスの質を確保しつつ、業務を直営で行うべきかどうかを十分に検討し、民間活力の導入を図る場合のタイミングを的確に判断する必要があります。

また、地方分権の進展により、職員には、今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められています。そのためには、資質の高い人材を確保するとともに、職員の意識を高めるための研修や職務実績を評価する仕組みが大切となります。

1) 危機管理体制の強化

自然災害などから町民の生命と財産を守ることは、町の最も重要な使命であり、県や消防、警察などの関係機関と連携しながら防災力の向上を図る必要があります。そのためには、町の防災体制の充実・強化が強く求められています。多様な自然災害に対し、具体的な行動計画や対応体制のマニュアル整備を進め、迅速な対応と被害の拡大防止、早期復旧を図ります。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、地域住民の防災意識の向上に努めるとともに、自主防災組織の充実・強化に努めます。災害弱者や要援護者の安全確保を図るため、自主防災会、民生委員などの関係組織と連携し、支援体制の構築を図ります。

今後も防災訓練や防災施設整備を進め、危機管理体制の強化を図ります。

2) 定員管理の適正化

限られた職員数で効率的に業務を実施するためには、職員が高い意識のもとに、全力で職務に従事する人事管理体制が求められています。

平成28年度からの新たな定員適正化計画を策定し、「適切な人員配置による人的資源の有効活用」の視点のもと、必要な部署に必要な人員を配置しながら、「最小の経費で最大の効果を発揮できる少数精鋭の組織体制の確立」を目指します。

また、各所属において、業務の見直しや事務事業の整理・合理化、事務処理の改善等を行い、職員間・グループ間の業務量の平準化を図るよう努めます。

3) 職員の能力と資質の向上

平成19年度に導入した人事評価を反映した給与制度を見直し、人事評価制度の精度を高め、職員の士気高揚を図るとともに、評価結果のフィードバックによる職

員の能力開発と資質の向上、さらには組織力の強化により質の高い行政運営を図ります。

町民の期待に応えられる職員の能力開発と資質向上を目指し、平成23年に策定された「三春町人材育成基本方針」の検証・改訂を行います。

職員の多面的な能力を養い、高い目的意識を持ち、意欲的に課題解決に取り組む職員を育成するため、意欲や政策形成能力を高める研修（政策形成能力の向上）を充実します。

4) 効率的な組織の確立

効率的な行政運営を行うためには、組織の簡素化が必要となります。事務事業の見直しや民間委託等によりコスト縮減や組織力の強化が図られることにより、少数精鋭の組織体制が確立されます。町民にわかりやすい組織づくりを行うとともに、大きく変化する社会情勢や複雑化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

【これまでの行財政改革の取組経過（概略）】

1. 第4次行革大綱(H22～H26)における取組

基本項目	推進項目	主な取組内容
的確な行政運営と協働の推進	町民サービスの向上	コンビニ収納税目の拡大による納付環境の向上
	町民ニーズの把握・反映	出前懇談会の実施及び意見箱の設置
	協働によるまちづくり	第7次三春町長期計画策定にかかるWG委員の公募 各地区自主防災会活動の実施及び防災意識の向上
	情報の共有と情報公開	H P での情報提供の迅速化及びアクセス件数の増加 会議録の公開
	環境政策への取組	町地球温暖化対策実行計画の策定及び目標に対する削減率の検証と結果の公表
	情報化の推進	第3次情報化プランの策定 災害対応のためクラウド形式による基幹系システムの更新
経営基盤の強化	自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公表	中期財政計画ローリングの実施と次年度予算への反映 住宅団地分譲販売実績の増加 三春の里振興公社と三春まちづくり公社の合併
	行政評価の推進	予算編成方針に掲げる重点施策に対する評価、進捗状況の報告
	町税・使用料等の収納強化	差押、公売等の徹底による町税収納率の向上 町営住宅の明渡し強制執行の実施
	新たな増収策の推進	田村西部工業団地分譲率の増加 未利用財産公募の実施
	財産の効果的な活用・収益と負担の適正化	町税の納期前納付報奨金の廃止 三春町競争入札心得の制定
	民間委託等の積極的な活用	小中学校全校給食の外部委託化
効率的な施設管理による経費削減	公共施設長期修繕計画策定による進行管理体制の確立 学校及び地区交流館の耐震化の完了 旧沢石小学校利活用の決定	
人事管理の適正化と柔軟な組織体制の確立	定員管理の適正化	定員管理適正化計画に基づく計画的な職員採用の実施
	人事評価制度の適正な運用	人事評価及び目標管理制度の定着による職員の職務意欲の向上
	職員の意識改革と人材の育成	人材育成基本方針の見直し及び外部及び内部研修受講者の増加
	効率的な組織の確立	行政組織の見直し及び職員提案制度採用

2. 第3次行革大綱(H19～H21)・集中改革プランにおける取組及び効果額

取組体系	事務事業名、改革項目	主な取組項目	効果額(千円)	
			経費削減額	増収額
事務事業の再編・整理、廃止・統合	事務事業の見直し	福祉住宅改造事業費補助金の廃止、広報への広告掲載など	5,331	2,450
	清掃センター業務委託	廃プラスチック資源化作業の受託		65,306
	町有農地の有効活用	農地の貸付、草刈委託費の削減	14,760	718
	地区交流館運営	分館長賃金削減	137	
	(計)		(20,228)	(68,474)
民間委託等の推進	学校給食	共同調理場の民間委託	43,525	
定員管理の適正化	定員管理の適正化	職員14名減	109,909	
手当の総点検等	時間外勤務手当の縮減	対18年度比較による削減額	12	
三セクの見直し	公的関与のあり方	町交付金額の削減	3,575	
経費削減等の財源効果	町税の収納率向上	債権差押による収納		23,732
	公営住宅使用料収納率向上	滞納繰越額の減	2,550	5,510
	その他の使用料収納率向上	個別訪問による収納		2,200
	町有財産の有効活用・処分の推進	土地建物33件の処分		48,723
	補助金の見直し	納貯連補助金削減等	1,950	
	行政関与のあり方	納貯連運営費削減等	1,300	
(計)		(5,800)	(80,165)	
集中改革プランにおける効果額(H19～H21実績)			183,049	148,639

3. 第2次行革大綱(H16～H18)・財政構造改革プログラムにおける取組及び効果額

単位：千円

	項目	削減額	主な取組内容
人件費	給与(職員給与)	79,213	
	手当	141,437	寒冷地手当、管理職手当、時間外手当等
	共済費	74,821	退職手当組合負担金、共済費
	報酬	439	審議会統合、調査員廃止等
	(計)	(295,910)	
物件費	交際費	3,384	町長交際費、議長交際費
	賃金	12,098	学校調理員、体育館嘱託、幼稚園臨時保育士等
	旅費	4,227	議会議員費用弁償廃止
	需用費	16,430	コピー(入札による単価低減)、会議録調整廃止、光熱水費等
	使用料・借上料	10,354	パソコン賃貸終了買取、行財政情報サービス中止等
	委託料	143,987	ごみ収集、福祉会館管理、敬老園給食、機械警備、ごみ施設管理等
(計)	(190,480)		
補助費等	報償費	17,741	町税前納報償金廃止、納貯組合報償削減、敬老祝金削減等
	補助金・交付金	34,083	福祉住宅改造、中心市街地活性化等補助金、親和会交付金等
	負担金	2,053	ニューコメ、ビッグフェア、たむらふれあい
	(計)	(53,877)	
公債費	繰上償還に伴う利子軽減	39,133	H16(22,548千円)、H17(8,795千円)、H18(7,790千円)
	借換えによる利子軽減	2,954	県市町村振興基金分(2,005千円)、縁故債分(949千円)
	(計)	(42,087)	
プログラム全体の効果額		582,354	

プログラム実施により削減した5億8,235万円のうち、約3億940万円と減債基金の1億3,000万円を合わせ、約4億3,940万円を繰上返済に充てました。なお、繰上返済に伴い、約3,913万円の利子を軽減することができました。(削減額は、財政構造改革プログラムにおける額。)

4. 第1次行革大綱における主な取組(H10～H15)

情報公開条例・個人情報保護条例制定、事務事業評価制度の導入、振興対策審議会による政策協議、ファイリングシステム導入、技術提案評価方式による発注、総合窓口設置、窓口業務の時間延長、特殊勤務手当廃止、庁内LANシステム整備(H10)、生活道路整備助成制度創設(H11)、55歳昇給停止、公共下水道等企業会計適用(H12)、課・係制を廃止し部門・担当制導入、例規集デジタル化(H13)、住民公益活動促進条例制定、宿直業務の民間委託、職員用駐車場の有料化・出張日当廃止(H14)など